

令和5年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
1	(株)水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和5年4月4日) 令和5年5月3日 1か月
2	水道機工(株)	東京都世田谷区桜丘5-48-16	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和5年4月4日) 令和5年5月3日 1か月
3	(株)大分電設	大分市向原沖1-1-30	株式会社大分電設は、株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、現場責任者である建柱班長が、法定の除外事由がないのに、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金の判決を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当し、令和5年2月8日、大分県知事から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和5年4月4日) 令和5年5月3日 1か月
4	(株)大分電設 別府支店	別府市船小路町1番40号	株式会社大分電設は、株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、現場責任者である建柱班長が、法定の除外事由がないのに、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金の判決を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当し、令和5年2月8日、大分県知事から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和5年4月4日) 令和5年5月3日 1か月
5	(株)フソウ	香川県高松市郷東町792-8	株式会社フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った(公訴時効(3年)が成立している。)ため。	別表第2第10号 不正又は不誠実な行為	令和5年6月20日) 令和5年7月19日 1か月

令和5年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
6	(株)石川建設工業	大分市横塚2-1-37	一次下請業者から受注した公共工事（とび・土工工事）において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結したとして、令和5年10月17日、大分県知事から同法第28条第1項第6号の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和5年11月11日 ┆ 令和5年12月10日 1か月
7	(株)久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	株式会社久米設計の執行役員である九州支社長は、令和5年4月21日に行われた宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に公契約関係競売等妨害罪等の容疑で宮崎県警に逮捕されたため。	別表第2第7号イ 競売入札妨害又は談合	令和6年1月16日 ┆ 令和6年7月15日 6か月